

「介護保険指定 0190400010」

認知症対応型共同生活介護事業所手稲ゆうゆう

運 営 規 程

社会福祉法人 手稲ロータス会

認知症対応型共同生活介護事業所手稲ゆうゆう運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人手稲ロータス会（以下「事業者」という。）が運営する認知症対応型共同生活介護事業所手稲ゆうゆう（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護」という。）の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、要介護又は要支援2で認知症の状態にある者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下「要介護者等」という。）に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。また、併せて指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、入居者の心身機能の維持回復を図り、もって入居者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(運営の方針)

第3条 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 入居者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 認知症対応型共同生活介護事業所手稲ゆうゆう
- (2) 所在地 札幌市手稲区稲穂5条2丁目6番5号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) ユニット名 かえで

- ① 管理者 1名（常勤・ユニットもみじ管理者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（常勤・介護従業者と兼務）
計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた介護計画を作成する。
- ③ 介護従業者 9名（常勤・計画作成担当者と兼務 1名）
（常勤・専従 6名、もみじユニットと兼務 1名）
（非常勤・専従 1名）

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(2) ユニット名 もみじ

- ① 管理者 1名 (常 勤・ユニットかえで管理者と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名 (常 勤・介護従業者と兼務)
計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた介護計画を作成する。
- ③ 介護従業者 8名 (常 勤・計画作成担当者と兼務 1名)
(常 勤・専従 6名、かえでユニットと兼務 1名)
介護従業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第6条 共同生活住居数及び入居定員は2戸18名とし、その内訳は次のとおりとする。

- (1) ユニット かえで 9名
- (2) ユニット もみじ 9名

(介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入居者の心身の状況に応じた食事、排泄、入浴、着替え等の日常生活上の介助・支援
- (2) 入居者への食事の提供その他家事等の世話 (入居者と共同で行うように努めるものとする)
- (3) 入居者への入浴の提供
- (4) 入居者又は家族に対する相談、助言等の援助
- (5) 入居者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- (6) 入居者の日常生活の中での機能訓練
- (7) 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等の代行
- (8) 入居者の日常的な健康管理
- (9) その他入居者に対する便宜の提供

(利用料その他費用の額)

第8条 認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、入居者及びその家族にあらかじめ文書で説明し同意を得たうえで別紙1とおりの費用の支払を受けることができる。
- 3 月の途中における入居または退去については日割り計算とする。
- 4 利用料その他費用の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金、銀行引落、銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとし、支払いを受けた際は、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。また、銀行引落及び振込等の手数料は、個人負担とする。
- 5 その他、日常生活において通常必要となる費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められる場合、その実費を徴収する。

(介護計画の作成)

第9条 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成又は変更の際には、入居者及びその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意

を得る。また、介護計画を作成又は変更した際には、これを入居者及びその家族に交付する。

- 3 入居者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その実施状況等についての把握及び評価を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者等であり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 認知症の原因となる疾患が急性の状態でないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 入居者は、認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① 外泊・外出の際は、行き先と帰宅予定日時を届け出ること。
- ② 設備・備品等については、適切な方法により使用すること。
- ③ 喫煙に関しては、健康増進法に従い、屋内及び敷地内禁煙とする。また、決められた場所以外及び時間以外に飲酒をしないこと。
- ④ 騒音・けんか・口論・泥酔等他人に迷惑をかけないこと。
- ⑤ 法令危険物及びマッチ・ロウソク等の火気、ナイフ・かみそり等の刃物は持ち込まないこと。

4 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と連携し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、認知症対応型共同生活介護を提供中に、入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた場合は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 従業者は、常に災害事故防止と入居者の安全確保に努めるものとする。

2 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

3 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、当該計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備などの非常災害への対策を講ずるとともに、年2回以上避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第13条 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように従業者に感染症等に関する知識を習得させるなどの必要な措置を講ずるよう努める。

(協力医療機関等)

第14条 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。

(秘密保持)

第15条 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、入居者及びその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により当該入居者及びその家族の同意を得る。

(苦情処理)

第16条 入居者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、苦情処理の体制及び手順等の明確化、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

- 第17条 認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村に報告する。
- 2 認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
 - 3 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
 - 4 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

(地域との連携等)

- 第18条 入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員及び認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
 - 3 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
 - 3 前項にも関わらず、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を入居者及び家族に書面にて説明し同意を得るとともにこれらの状況を記録する。
 - 4 自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。
 - 5 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
 - 6 認知症対応型共同生活介護事業の会計とその他の事業の会計を区分する。
 - 7 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、入居者に対する認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人手稲ロータス会が定めるものとする。

附 則
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年10月1日から施行する。

平成14年4月1日制定の「(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所手稲ゆうゆう運営規程」はこれを廃止する。

附 則
この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年5月1日から施行する。

附

則

この規程は、2020年2月1日から施行する。

附

則

この規程は、2020年7月1日から施行する。

別表 1

施設利用料等一覧

項 目	単 位 等	金 額 等
居室利用料	日額	1,450円
食材料費	〃	820円
*朝食：210円 昼食：240円 夕食：330円 おやつ：40円とする。 *3食とも欠食した場合は1日につき820円を徴収しない。		
光熱費	日額	660円
冷暖房費	〃	170円
居室内テレビ電気料	〃	50円
居室内冷蔵庫電気料	〃	50円
理髪料 顔剃り	一回当り	1,000円
調髪	〃	1,600円
セット調髪	〃	2,200円
毛染め	〃	4,500円
パーマ	〃	5,000円
紙おむつ等	1枚当り	実費